

**第7期 白石町障害福祉計画**

**第3期 白石町障害児福祉計画**

---



**令和6年3月**

**佐賀県白石町**

## 「障害」と「障がい」の表記について

「障害」と「障がい」の表記については、統一的な見解や決まりはなく、各自治体によって扱いはさまざまです。

法令の名称等には、「障害」と表記されていることから、本計画の中では「障害」という表記に統一することにしました。

なお、施設、制度、組織等の固有名称に、「障がい」と表記されている場合は、「障がい」と表記しています。

# 目 次

## 第1 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の対象者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 5 計画期間中の見直し及び推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

## 第2 障害者等の現状

- 1 障害児・者の手帳所持者数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 特別支援教育対象者数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

## 第3 サービスの体系及び給付費の推移

- 1 障害福祉サービスの体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 障害福祉サービス費等の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 3 障害児通所支援給付費の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

## 第4 サービスの提供体制の確保に係る目標

- 1 福祉施設入所者の地域生活への移行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築・・・・・・・・・・ 12
- 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 4 福祉施設から一般就労への移行等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 5 障害児支援の提供体制の整備等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 6 相談支援体制の充実・強化等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築 20

## 第5 障害福祉サービスの見込量と確保策

- 1 障害福祉サービス及び相談支援の見込量と確保策・・・・・・・・・・・・ 21
- 2 障害児通所支援及び障害児相談支援の見込量と確保策・・・・・・・・・・ 29
- 3 保育所等における障害児の受け入れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- 4 地域生活支援事業の見込量と確保策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

## 資料

- 策定委員会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

# 第1 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

「第7期白石町障害福祉計画・第3期白石町障害児福祉計画」（以下「本計画」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法に基づき、国の定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（令和5年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号（以下「基本指針」という。））に則し、地域において必要な障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業（以下「障害福祉サービス等」という。）、障害児通所支援及び障害児相談支援（以下「障害児通所支援等」という。）の各種サービスが計画的に提供されるよう、令和8年度における各種サービスに関する数値目標の設定及び各年度におけるサービスの必要量を見込むとともに、サービスの提供体制の確保のための方策を定めるものです。

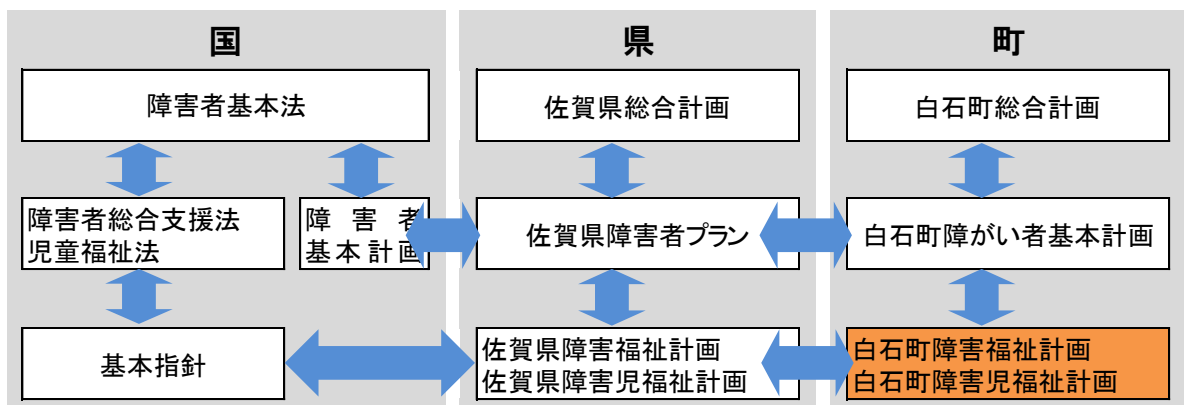
## 2 計画の位置付け

### (1) 本計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」として、また、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定するものです。

### (2) 他の計画との関係

本計画は、国及び佐賀県の計画との整合性を図りながら、「白石町総合計画」に即した「白石町地域福祉計画」、「白石町障がい者基本計画（障害者基本法に基づく市町村障害者計画）」、子ども施策を総合的・計画的に推進するための「白石町子ども・子育て支援事業計画」等との整合を考慮し、策定するものです。



### 3 計画の対象者

この計画の対象者は、次のとおりです。

- ・身体障害者 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
- ・知的障害者 知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者
- ・精神障害者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。）のうち18歳以上である者
- ・難病患者 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるもの
- ・障害児 児童福祉法第4条第2項に規定する障害児

### 4 計画の期間

本計画は、3年ごとの計画策定が基本指針により定められています。このため、本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間としています。

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
障がい者基本計画	▶			第3期		▶	第4期(R9~R14)	▶	
障害福祉計画	▶	第6期	▶	▶	第7期	▶	▶	第8期	▶
障害児福祉計画	▶	第2期	▶	▶	第3期	▶	▶	第4期	▶

### 5 計画期間中の評価・見直し及び推進体制

基本指針に則して、成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回前年度の事業の種類毎の実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じ公表します。

活動指標については、より高い頻度で実績を把握し、設定した見込量の達成状況等の分析・評価を行うよう努めます。

本計画の推進については、保健、医療、福祉、教育など幅広い分野に関係し、また、障害のある人の就労を促進するためには、就労・雇用関係分野との連携が重要です。そのため、本計画の推進においては、関係各課の連携のもと、関係機関・団体の相互協力のもと、推進していきます。

# 第2 障害者等の現状

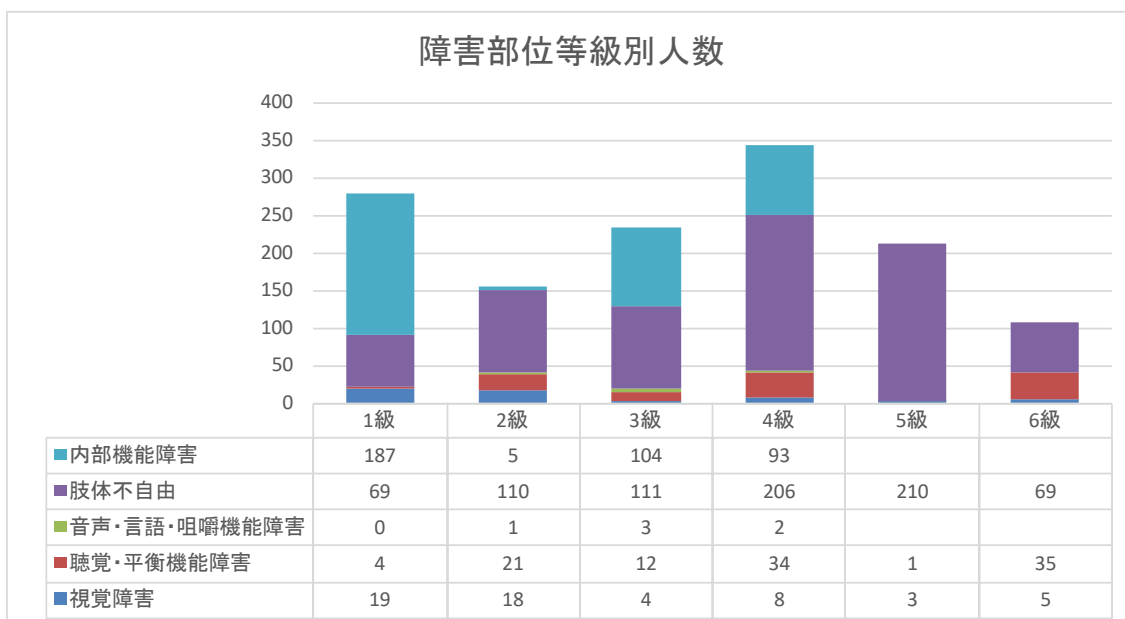
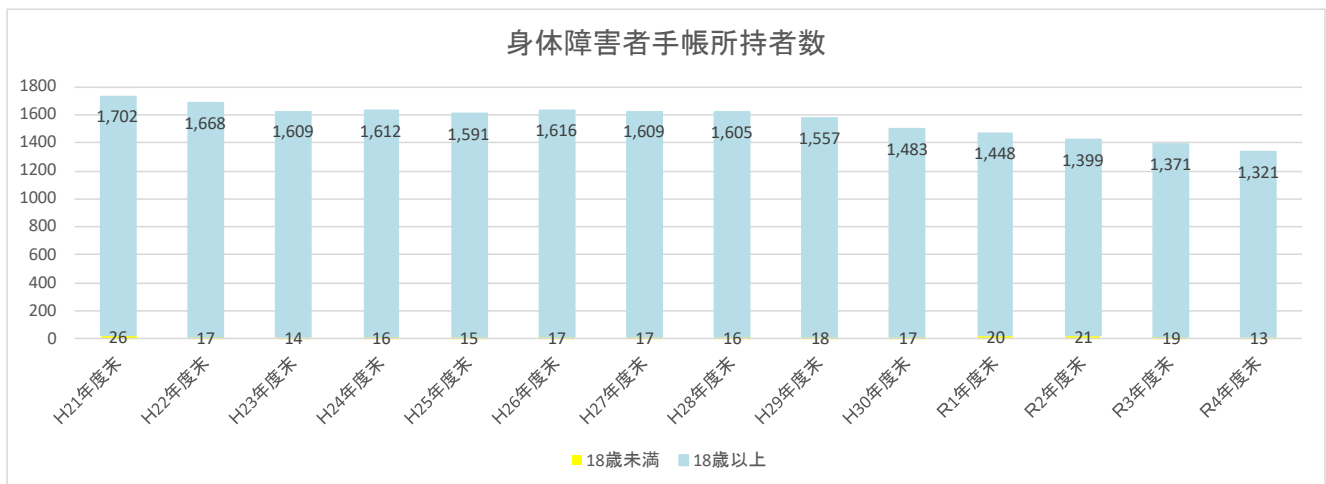
## 1 障害児・者の手帳所持者数の推移

本町の障害児・者数（身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者（重複含む））は、令和5年3月31日現在で1,777人、総人口（21,574人）に占める割合は8.2%であり、町民の約12人に1人が身体、知的又は精神に障害があるという状況です。

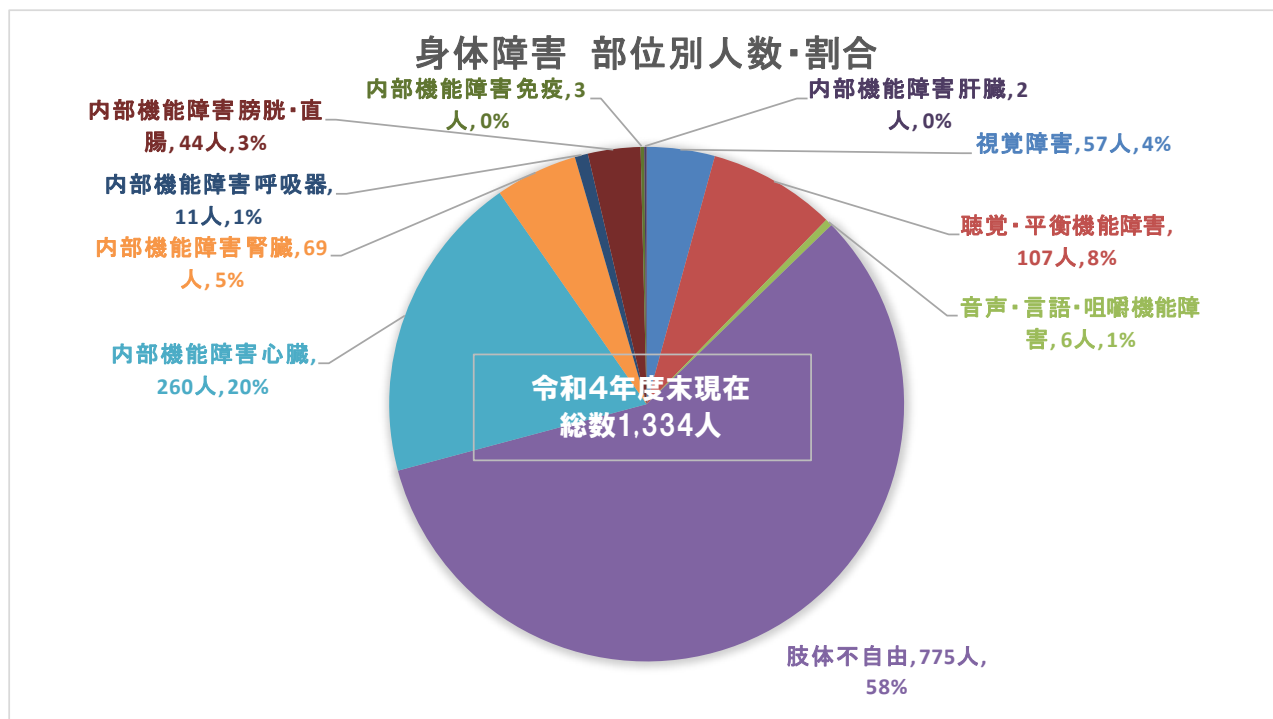
特に精神障害者は年々増加しています。さらに、精神通院医療支給認定者数も増加傾向であり、何らかの支援を必要とする方は、今後ますます増加するものと思われます。

### (1) 身体障害者の状況

身体障害者手帳の所持者数は、令和4年度末で1,334人となっており、減少傾向にあります。

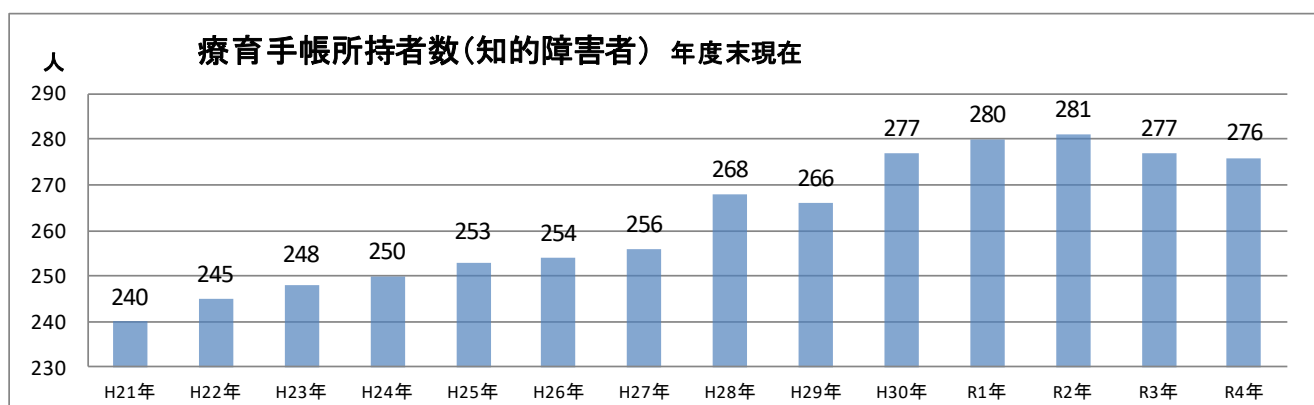


内部障害のうち、心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸器機能障害、直腸機能障害については、生活習慣病に起因する疾病が一因でもあります。そのため、生活習慣病を予防するための行動（生活習慣の見直し、住民健診の受診等）が一人ひとりに求められています。



## (2) 知的障害者の状況

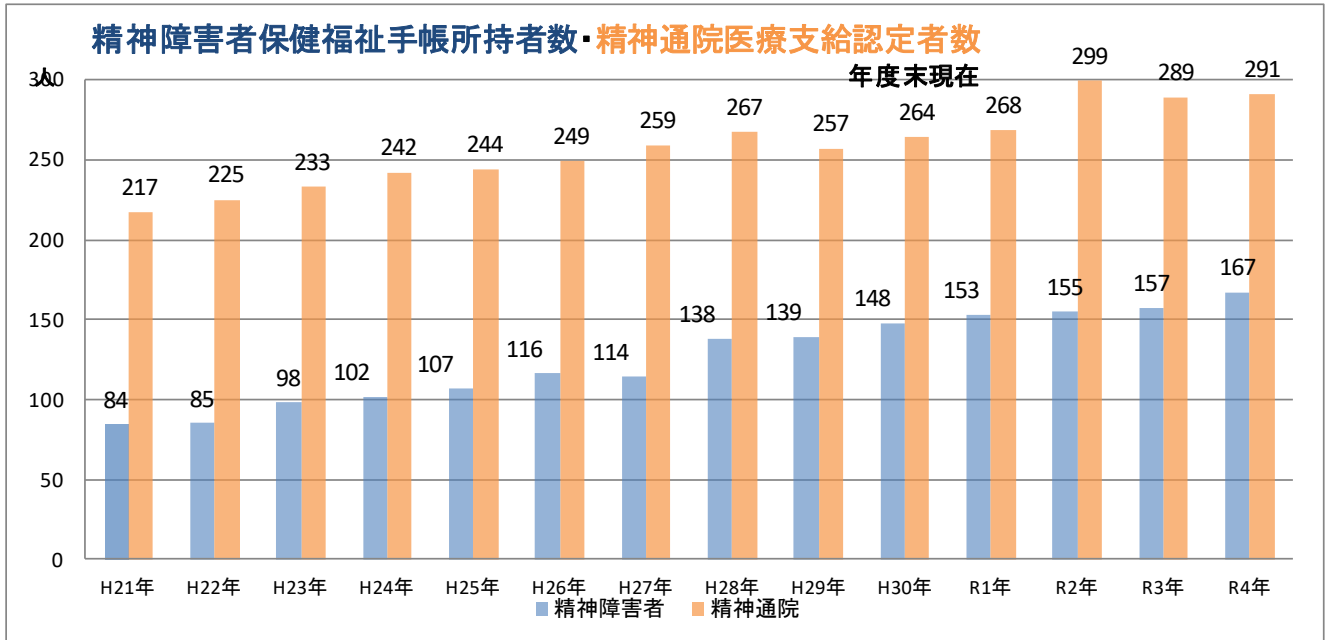
知的障害者に係る療育手帳の所持者数は、令和4年度末で276人となっており、令和2年度までは年々増加していましたが、令和3年度からは横ばいの状況にあります。平成21年度と比較すると、36人増、率にして約15%増となっています。



### (3) 精神障害者の状況

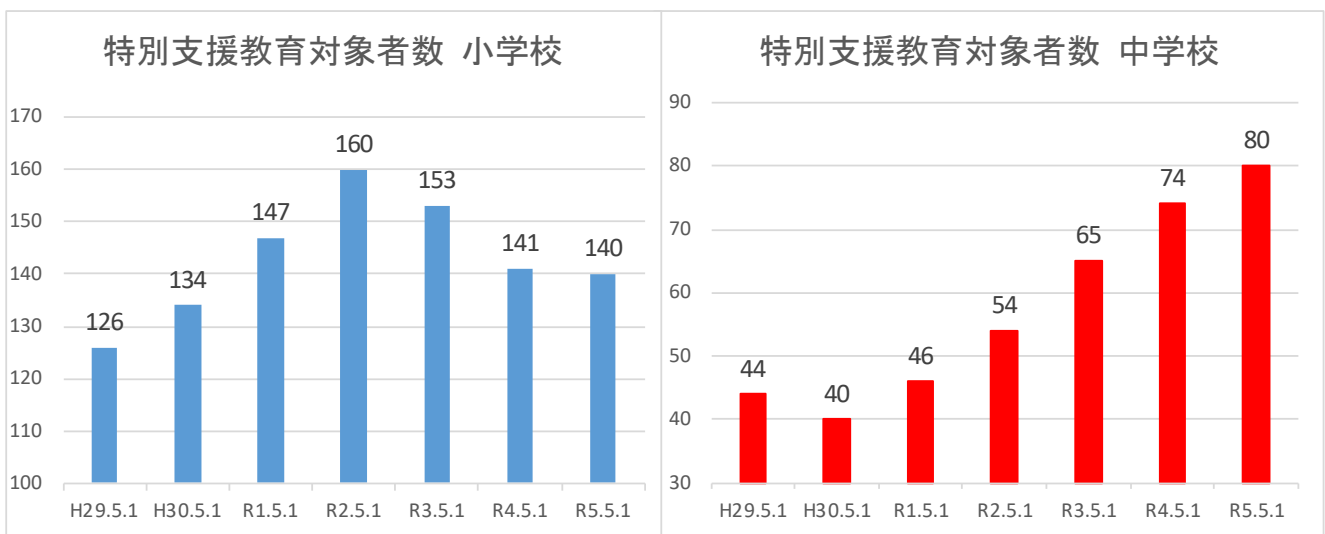
精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和4年度末で167人となっており、年々増加しています。平成21年度と比較すると、83人増、率にして約99%増と急増しています。

また、精神通院医療支給認定者も増加傾向にあります。



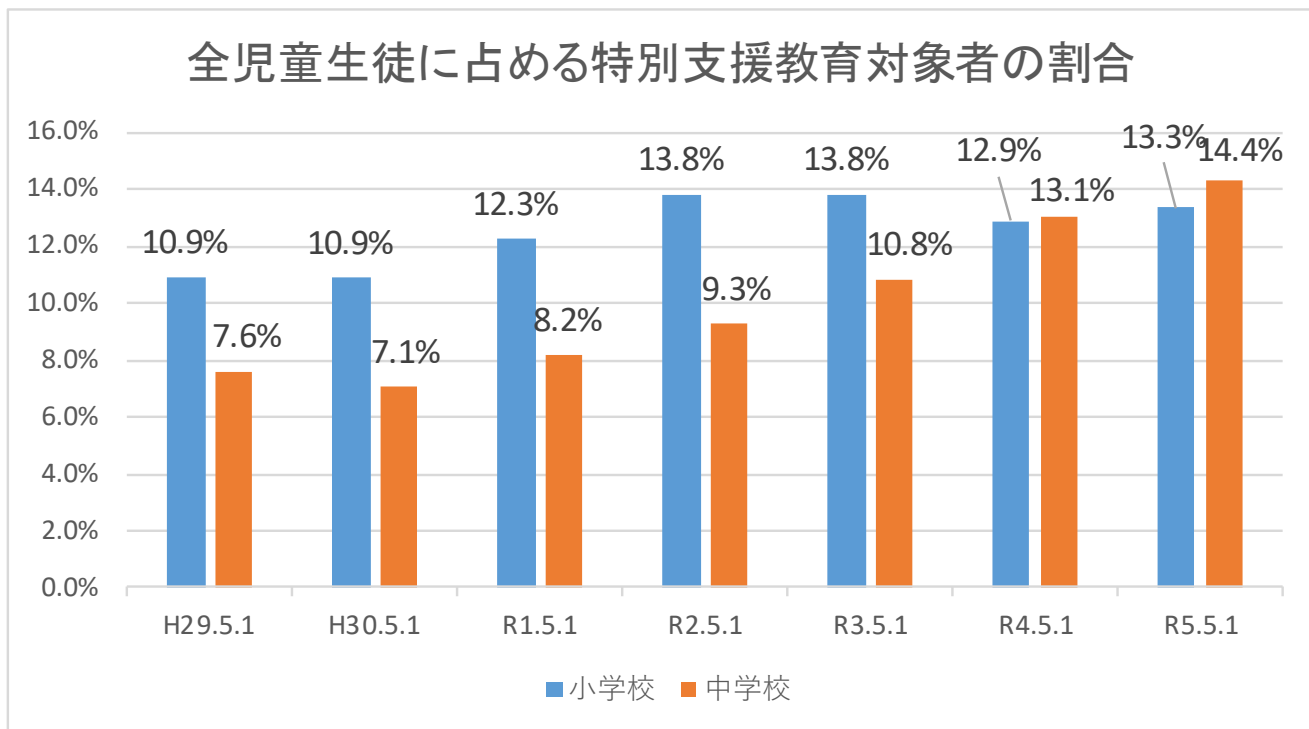
## 2 特別支援教育対象者数の推移

本町の小中学校児童生徒のうち特別な支援を受けている児童生徒数は、令和5年5月1日現在で小学生140人、中学生80人となっています。令和2年と比較すると、小学生では20人減、率にして約13%減となっています。中学生では、26人増、率にして約48%増となっています。





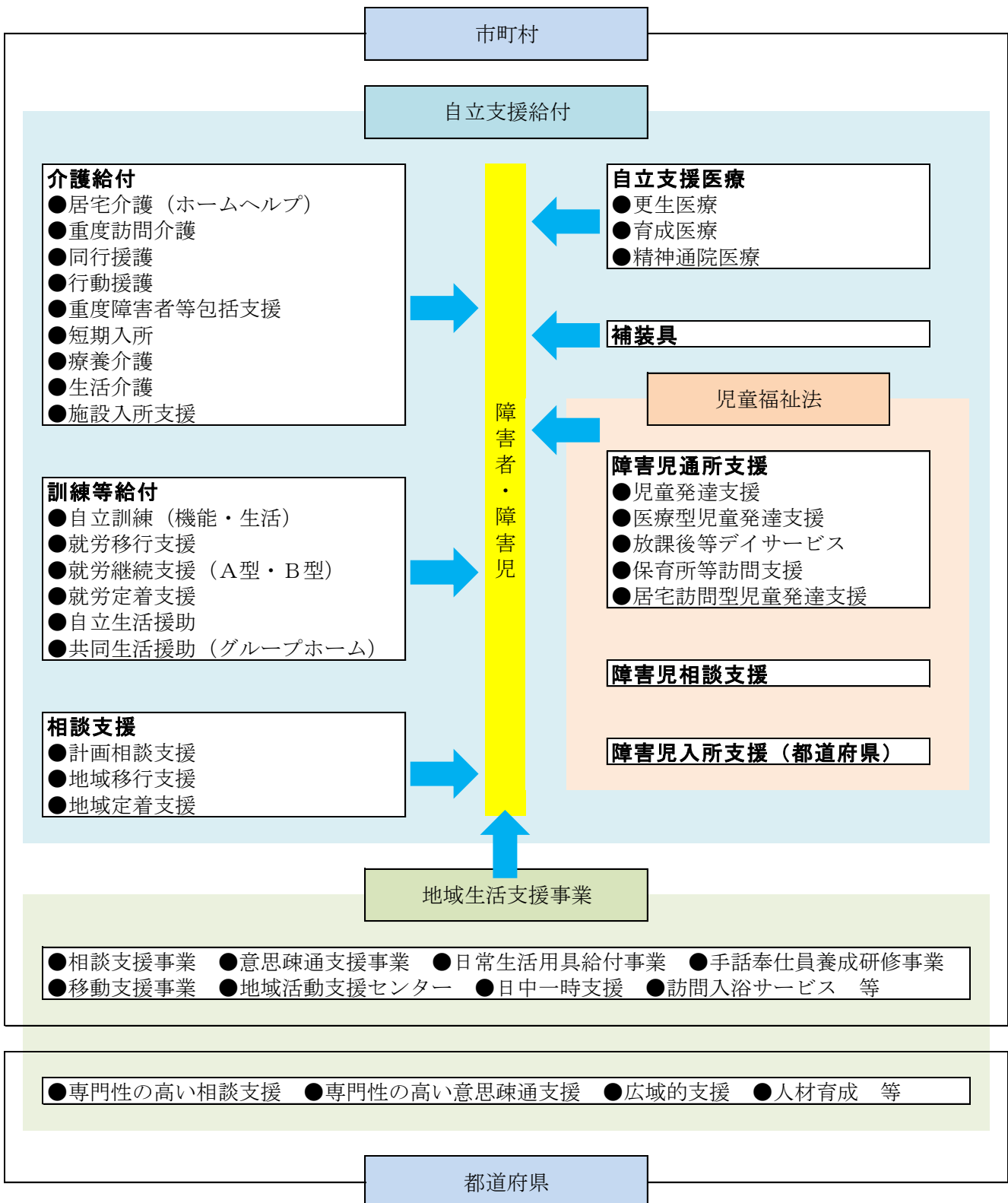
特別支援教育対象者の全児童生徒に占める割合は、令和5年5月1日現在で小学校13.3%、中学校14.4%となっており、増加傾向にあります。



時点	学校種別	通級指導教室			特別支援学級							特別支援学校	合計	全児童生徒数
		ことば	まなび	計	知的	情緒	病弱	難聴	弱視	肢体不自由	計			
H29.5.1	小学校	24	25	49	30	37	2	1	1	2	73	4	126	1,156
	中学校		8	8	9	16	0	1	0	1	27	9	44	577
	計	24	33	57	39	53	2	2	1	3	100	13	170	1,733
H30.5.1	小学校	25	27	52	28	44	2	1	1	2	78	4	134	1,231
	中学校		6	6	7	15	0	1	0	1	24	10	40	567
	計	25	33	58	35	59	2	2	1	3	102	14	174	1,798
R1.5.1	小学校	16	41	57	27	50	4	2	0	3	86	4	147	1,199
	中学校		10	10	13	12	0	0	0	0	25	11	46	563
	計	16	51	67	40	62	4	2	0	3	111	15	193	1,762
R2.5.1	小学校	22	34	56	25	63	5	2	1	1	97	7	160	1,158
	中学校		11	11	10	23	1	0	0	0	34	9	54	582
	計	22	45	67	35	86	6	2	1	1	131	16	214	1,740
R3.5.1	小学校	23	24	47	24	68	3	2	1	3	101	5	153	1,108
	中学校		13	13	8	34	2	0	0	0	44	8	65	600
	計	23	37	60	32	102	5	2	1	3	145	13	218	1,708
R4.5.1	小学校	17	18	35	23	70	2	1	1	3	100	6	141	1,094
	中学校		17	17	10	38	3	1	0	0	52	5	74	566
	計	17	35	52	33	108	5	2	1	3	152	11	215	1,660
R5.5.1	小学校	16	21	37	13	81	2	1	0	1	98	5	140	1,049
	中学校		14	14	11	45	2	1	0	0	59	7	80	557
	計	16	35	51	24	126	4	2	0	1	157	12	220	1,606

# 第3 サービスの体系及び給付費の推移

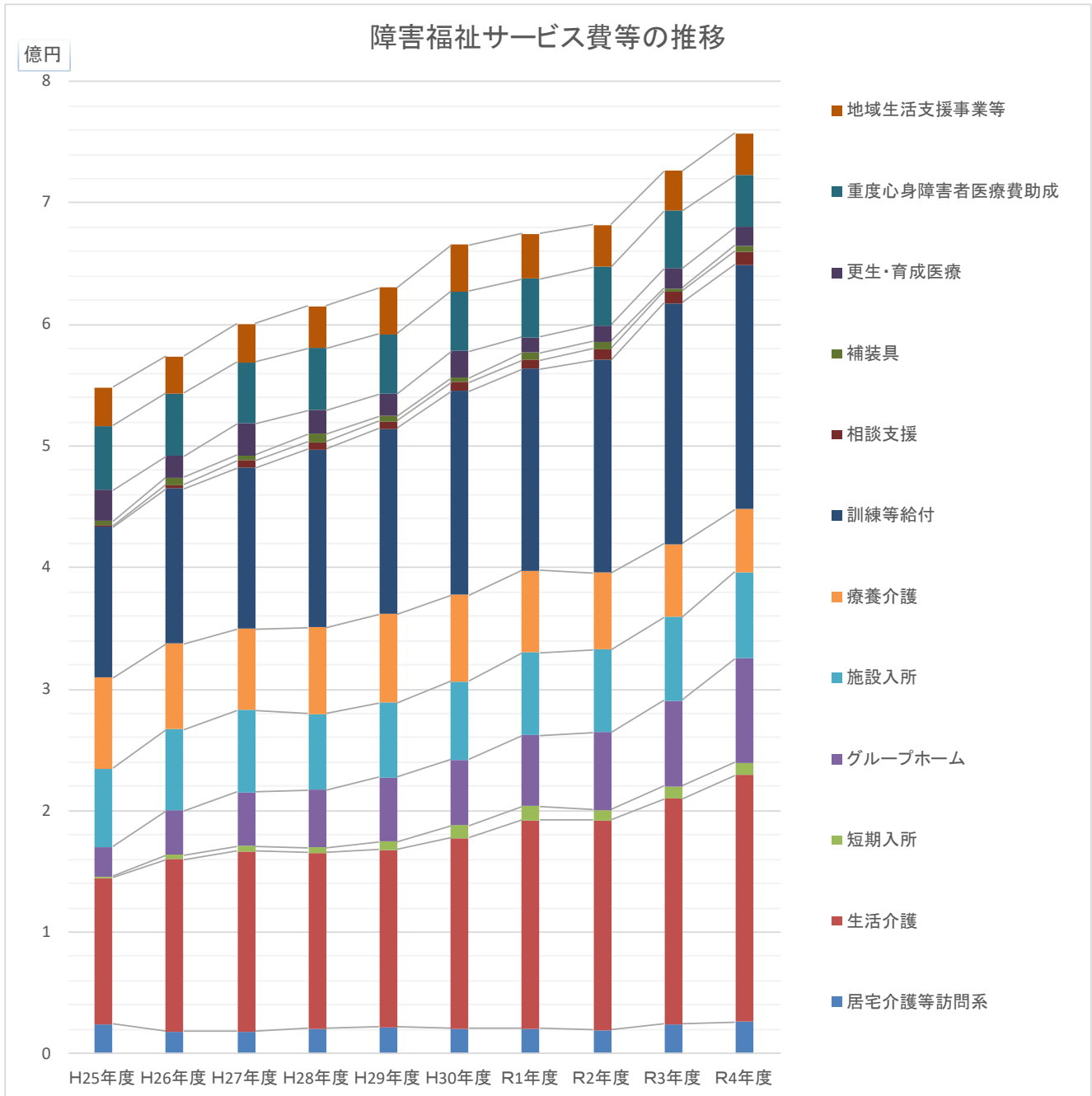
## 1 障害福祉サービスの体系



## 2 障害福祉サービス費等の推移

障害福祉サービス費（公費負担分）は毎年増加しており、特に生活介護、短期入所、共同生活援助（グループホーム）、訓練等給付（就労継続支援A型・B型など）、の伸びが顕著となっています。

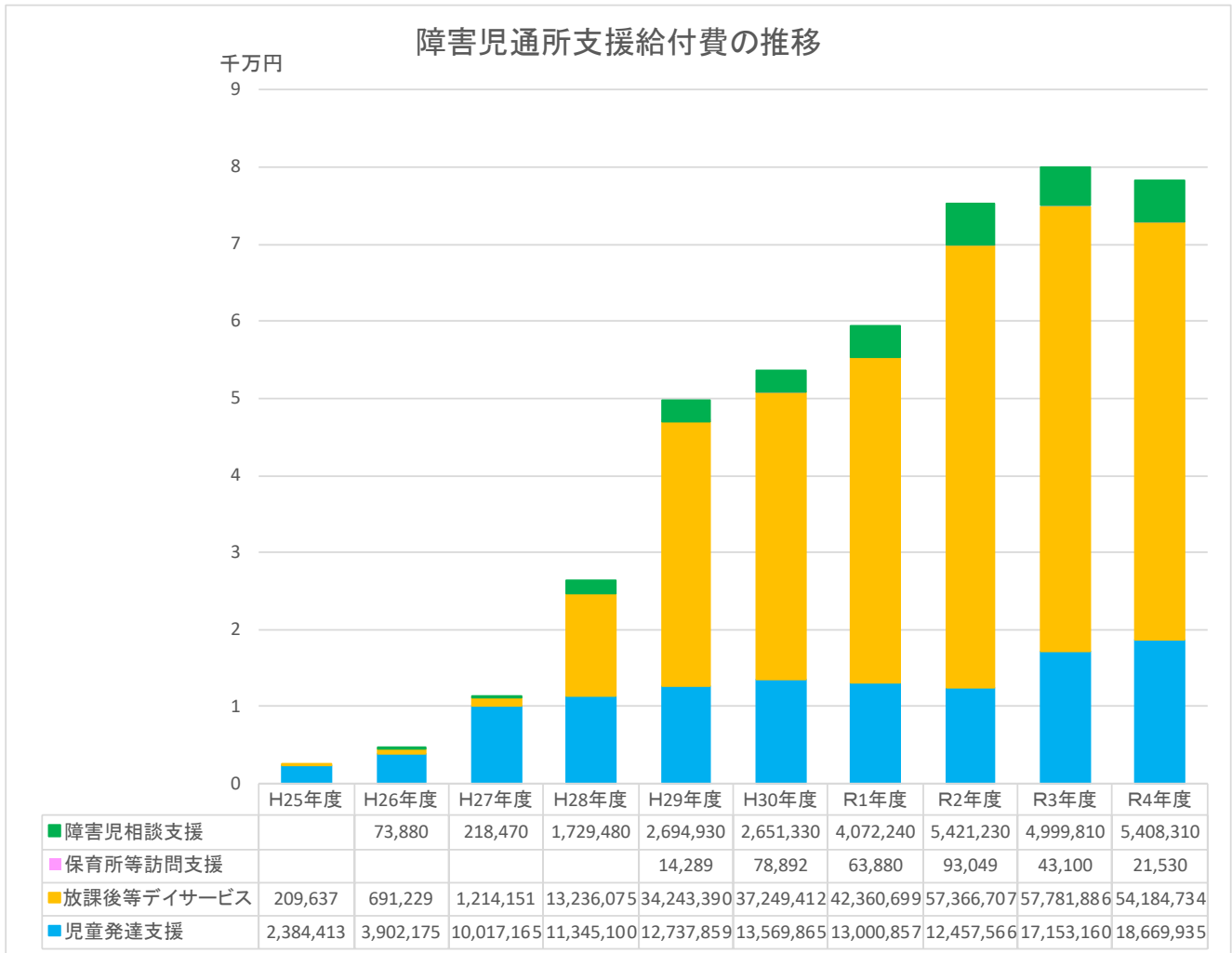
障害福祉サービスの充実や地域におけるサービス提供事業者の増加と、関係機関等の連携によるものと考えられます。



### 3 障害児通所支援給付費の推移

障害児通所支援給付費（公費負担分）は毎年増加しており、特に放課後等デイサービスの伸びが顕著となっています。

これは、地域におけるサービス提供事業者の増加とともに、特別支援教育対象者の増に見られるように、何らかの支援を必要とする児童生徒の増加によるものと考えられます。



## 第4 サービスの提供体制の確保に係る目標

本計画では、国の定める基本指針に則し、令和8年度を目標年度として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）を設定し取組みを推進します。

### 1 福祉施設入所者の地域生活への移行

障害福祉施設から自宅やアパート、グループホーム等の地域生活への移行を進める観点から、以下の2つの成果目標を設定します。

#### (1) 地域生活への移行者数

令和8年度末までに、令和4年度末時点の施設入所者（46人）の6.0%にあたる3人が地域生活に移行することを目標とします。

なお、第6期障害福祉計画における令和5年度末までの移行者数の目標値は3人であり、目標達成は困難な状況です。

国の基本指針では、第6期障害福祉計画の未達成割合を令和8年度末における削減割合に加えるとされていますが、現状を踏まえ加えないこととします。

区分		数値	基本指針における目標値
地域生活への移行	令和4年度末施設入所者数 A	46人	
	地域移行者数（目標値） (A×6.0%)	3人	令和4年度末の施設入所者の6.0%以上が地域生活へ移行する。

#### (2) 施設入所者の削減

基本指針では、令和8年度末の施設入所者数を、令和4年度末時点（46人）から5.0%以上（3人）削減することを基本とされているが、令和5年度中に4人が新たに入所見込みであり、地域移行等を考慮しても達成は困難であるため、令和5年度末時点の入所者数を維持することとします。

なお、第6期障害福祉計画における令和5年度末の施設入所者の目標値は45人であり、目標を5人超過しています。

国の基本指針では、第6期障害福祉計画の未達成割合を令和8年度末における削減割合に加えるとされていますが、現状を踏まえ加えないこととします。

区分		数値	基本指針における目標
施設入所者数の削減	基本指針における削減数（目標値） B（A×5.0%）	3人	令和4年度末の施設入所者から5.0%以上削減する。
	令和5年度末施設入所者（見込数）C	50人	
	令和8年度末施設入所者数（目標値）D	50人	

## 参考

### 施設の入退所、地域移行の実績及び見込み

		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
年度当初	A	46	46	45	45	46	50	50	50
退所	地域移行 B	1	1				1	1	1
	その他 C		1						
入所	D	1	1		1	4	1	1	1
年度末 (A-B-C+D)		46	45	45	46	50	50	50	50

### 第6期障害福祉計画における目標値

・地域生活への移行者数	令和元年度末の施設入所者（46人）のうち、令和5年度末までに3人が地域生活へ移行
・施設入所者の削減	令和5年度末の施設入所者45人

#### 【国の基本指針】

令和4年度末時点の施設入所者の6%以上が令和8年度末までに地域生活へ移行するとともに、令和8年度末の施設入所者数を、令和4年度末時点から5%以上削減することを基本とする。

なお、第6期障害福祉計画で定めた令和5年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度末における削減割合に加えた割合以上を目標値とする。

## 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、地域全体での精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組の推進が必要です。そのため、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育等が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めていかなければなりません。

国の基本指針では、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数、精神病床における 1 年以上の長期入院患者数、早期退院率に関する目標を設定することとなっており、これらはいずれも佐賀県において設定することとされています。

本計画では、国の定める基本指針に則し、以下の 2 つの成果目標を設定します。

項目		目標	備考
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の設置	会議の開催回数	年 2 回	協議の場は、杵藤地区自立支援協議会の組織を活用
	評価の実施回数	年 1 回	

### 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の基本指針では、地域生活支援拠点等について、令和 8 年度末までの間、各市町村又は各圏域に 1 つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年 1 回以上運用状況を検証及び検討することを基本とされています。

杵藤地区管内では、杵藤地区自立支援協議会での協議により、杵藤地区圏域に 1 か所以上整備することとしており、平成 30 年度から 1 か所確保しています。引続き拠点の整備に向け協議を継続します。

本計画では、国の定める基本指針に則し、杵藤地区自立支援協議会を活用し、運用状況の検証及び検討に取り組むため、以下の成果目標を設定します。

項目	目標	備考
地域生活支援拠点の運用状況を検証及び検討	年 1 回	杵藤地区自立支援協議会の活用

#### 【地域生活支援拠点等の機能】

##### ① 相談

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能

##### ② 緊急時の受入・対応

短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

##### ③ 体験の機会・場

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

##### ④ 専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

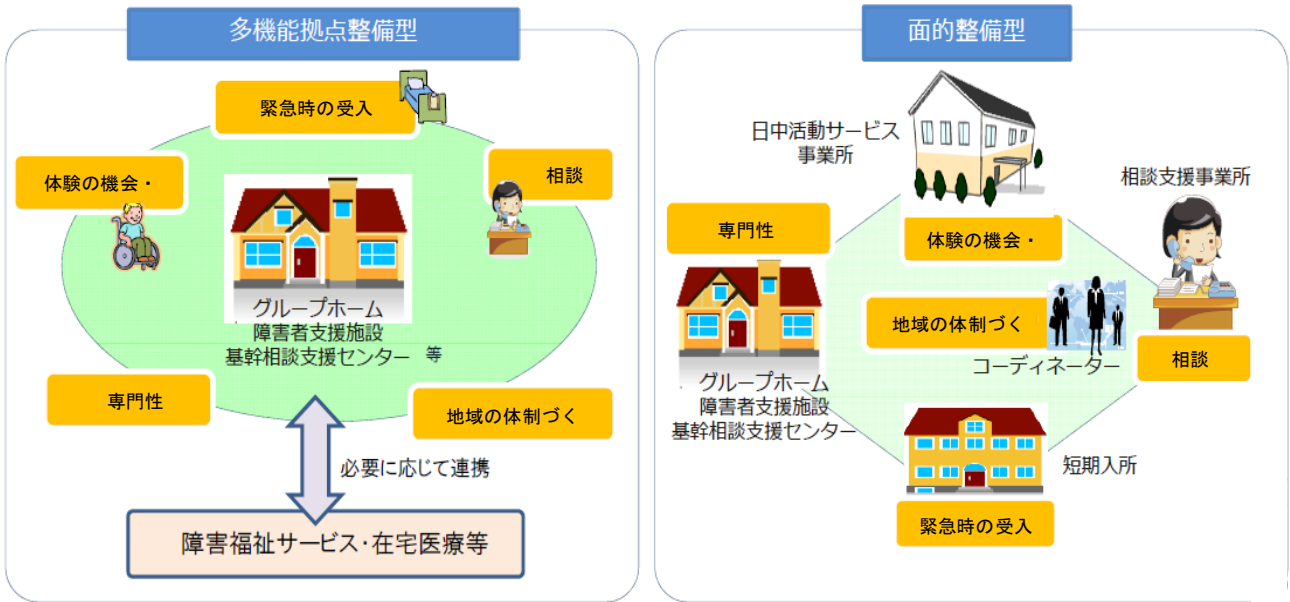
##### ⑤ 地域の体制づくり

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能



●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



出典：厚生労働省ホームページ

## 4 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者と就労定着支援事業の目標値を次のとおり設定することを基本とされています。

項目	国の基本指針数値目標
①福祉施設（注）から一般就労への移行者数	令和3年度の1.28倍以上
②就労移行支援事業による一般就労への移行者数	令和3年度の1.31倍以上
③就労移行支援事業利用終了者のうち一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	50%以上
④就労継続支援A型事業による一般就労への移行者数	令和3年度の1.29倍以上
⑤就労継続支援B型事業による一般就労への移行者数	令和3年度の1.28倍以上
⑥就労定着支援事業の利用者数	令和3年度の1.41倍以上
⑦就労定着支援事業の就労定着率が7割以上の事業所	25%以上

（注）福祉施設…生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援

上記の基本指針に基づき、令和8年度中における成果目標を次のように設定します。なお、上記③及び⑦については、就労移行支援事業所が県内に18事業所（町内0）、就労定着支援事業所が県内に10事業所（町内0）と少なく、数値目標の設定はしないこととしました。

項目	令和4年度実績	令和8年度目標
①福祉施設（注）から一般就労への移行者数	1人	1人
②就労移行支援事業による一般就労への移行者数	0人	0人
④就労継続支援A型事業による一般就労への移行者数	1人	1人
⑤就労継続支援B型事業による一般就労への移行者数	0人	0人
⑥就労定着支援事業の利用者数	0人	0人

## 5 障害児支援の提供体制の整備等

### (1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センター及び保育所等訪問支援の充実

#### ア 児童発達支援センター

国の基本指針では、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とし、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えないとされています。

本計画では、圏域での設置を目標とします。なお、杵藤地区には児童発達支援センターが2か所設置されており、必要な支援が受けられるようサービス提供事業者、相談支援専門員等との連携を図ります。

項目	目標	備考
児童発達支援センター	圏域で設置	杵藤地区内に2か所設置済

#### イ 保育所等訪問支援

国の基本指針では、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和8年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とされています。

本町では、年に1人から2人の利用がっており、必要な支援が受けられるようサービス提供事業者、相談支援専門員等との連携を図ります。

### (2) 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国の基本指針では、重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所（児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を行う事業所をいう。）及び放課後等デイサービス事業所（同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業所をいう。）を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とし、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えないとされています。

本計画では、圏域での設置を目標とします。なお、杵藤地区には次のとおり設置されており、必要な支援が受けられるようサービス提供事業者、相談支援専門員等との連携を図ります。

項目	目標	備考
児童発達支援事業所（重度）	圏域で設置	杵藤地区内に3か所設置済
放課後等デイサービス事業所（重度）	圏域で設置	杵藤地区内に3か所設置済

### （3）医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

国の基本指針では、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とし、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えないとされています。

杵藤地区では、杵藤地区自立支援協議会を中心に杵藤地区医療的ケア児等支援ワーキンググループを設置し、年1回から3回程度会議を開催し、課題の解決、情報共有に努めています。

また、コーディネーターの配置については、令和8年度末の配置を目指します。

項目	目標	備考
関係機関等が連携を図るための協議の場	圏域で設置	杵藤地区自立支援協議会に設置済
コーディネーターの配置	圏域で配置	

## 6 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針では、相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、次表に掲げる地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とされています。

事項	内容
基幹相談支援センターの設置	①基幹相談支援センターの設置有無の見込みを設定する。
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	②基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定する。
	③基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを設定する。
	④基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込みを設定する
	⑤基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数を見込みを設定する。
	⑥基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込みを設定する。
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	⑦協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）及び参加事業所・機関数の見込みを設定する。
	⑧協議会の専門部会の設置数及び実施回数（頻度）の見込みを設定する。

県内の基幹相談支援センター（設置見込みを含む）は、市町直営ではなく、受託法人で運営されているため、①については圏域で設置することを目標とし、②から⑥の数値目標は設定しないこととします。

なお、⑦及び⑧については、杵藤地区自立支援協議会で専門部会を定期的を開催しており、成果目標を次のように設定します。

項目	目標	備考
①基幹相談支援センターの設置	圏域で設置	
⑦相談支援事業所が参画する事例検討の実施回数	年8回	杵藤地区自立支援協議会の相談支援部会
⑧協議会の専門部会の設置数と実施回数	4部会 年平均6回	相談支援部会、就労支援部会、子ども支援部会、精神ネットワーク部会

本町では、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行うため、江北町と共同して、白石町健康センター内に障がい者総合相談支援センターを設置しています。相談支援専門員の資質の向上に努め、相談支援体制の充実・強化を図ります。

## 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る

### 体制の構築

国の基本指針では、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和 8 年度末までに、次表の各項に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とされています。

事項	内容
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。
計画的な人材養成の推進	都道府県による相談支援専門員研修（初任者・現任・主任）及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修（基礎・実践・更新）修了者数の見込みについて定める。 都道府県による相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数の見込みを設定する。
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定する。
指導監査結果の関係市町村との共有	都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数を見込みを設定する。

上記の基本指針に基づき、本町の成果目標を次のように設定します。

事項	目標
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	県等が実施する障害福祉サービス等に係る研修に、町職員の資質向上のため積極的に参加します。
計画的な人材養成の推進	県主催の各種研修に参加するよう、機会を捉えて事業所への働きかけを行います。
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析・活用し、事業所と関係自治体等と情報共有することで、請求誤りの防止や適正な請求事務を支援します。
指導監査結果の関係市町村との共有	県が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の結果の情報提供を受け、事業者支援に活用します。

# 第5 障害福祉サービスの見込量と確保策

障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援及び障害児相談支援の令和6年度から令和8年度における種類ごとの量の見込み及び提供体制の確保のための方策を次のとおり定めます。

## 1 障害福祉サービス及び相談支援の見込量と確保策

### (1) 訪問系サービス

#### 【サービスの内容】

サービス名	サービス内容
居宅介護（ホームヘルプ）	居宅ヘルパーを派遣し、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事援助、通院時の介助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対し、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の外出する際に必要な援助を行います。
行動援護	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものについて、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	重度の障害者等に対し、居宅介護、同行援護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を包括的に提供します。



## 【見込量】

訪問系サービスのうち居宅介護については、年度間で増減はあるものの、月平均の利用者数は微増傾向です。本計画では微増を見込んでいます。

また、重度訪問介護、行動援護も横ばいを見込んでいます。

1人当たりの利用量は、各サービスともこれまでの利用実績を踏まえ、1人1か月当たり居宅介護 11 時間、重度訪問介護 42 時間、同行援護 13 時間、行動援護 13 時間と見込んでいます。

サービス名	計画		第5期計画			第6期計画			第7期計画		
	年度		H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
居宅介護	利用者数/月	計画	41	46	51	24	25	26	29	31	33
		実績	22	23	24	29	31	27			
	利用時間/月	計画	620	700	770	336	350	364	319	341	363
		実績	342	303	281	337	332	282			
重度訪問介護	利用者数/月	計画	1	1	2	2	3	3	2	2	2
		実績	1	2	2	2	2	2			
	利用時間/月	計画	80	80	110	106	159	159	84	84	84
		実績	65	108	92	86	81	82			
同行援護	利用者数/月	計画	1	1	1	0	0	0	2	2	2
		実績	0	0	0	0	1	2			
	利用時間/月	計画	5	5	5	0	0	0	26	26	26
		実績	0	0	0	0	25	25			
行動援護	利用者数/月	計画	5	6	7	3	3	4	3	3	3
		実績	2	2	2	3	3	3			
	利用時間/月	計画	30	36	42	42	42	56	39	39	39
		実績	27	32	29	35	39	41			
重度障害者等包括支援	利用者数/月	計画	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0	0	0	0			
	利用時間/月	計画	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0	0	0	0			

R5年度の各実績については、11月までの8か月分の実績による。

- ・「利用者数/月」とは、月平均の利用人数を指します。
- ・「利用時間/月」とは、月平均の利用人数に1人1か月当たりの平均利用時間を乗じて得たもの。

## 【見込量確保のための方策】

訪問系サービスは、地域での生活を支えるために必要な基本的なサービスで、地域移行の推進に伴い、訪問系サービスの利用が増加することが見込まれます。

サービス事業所を増加させるには、人材を育成し、必要な研修を修了した職員等を配置する必要があるため、県等が開催する各種研修会の情報提供を行い、積極的な参加を事業所に促します。

## (2) 日中活動系サービス

### 【サービスの内容】

サービス名	サービス内容
生活介護	障害者支援施設等において、常時介護を要する障害者について、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活や社会生活が送れるよう、身体機能の維持・向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障害又は精神障害を有する障害者について、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練を行います。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者につき、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援A型	企業等に就労することが困難な者について、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の者に対し、生産活動その他の活動の機会の提供、一般雇用に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援B型	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者や、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者等について、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障害者の就労の継続を図るため、事業所や家族などとの連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行います。
就労選択支援	就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。 (令和7年10月1日施行予定)
療養介護	病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障害者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。
短期入所	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設その他の施設等への短期間の入所を必要とする障害者等について、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事その他の必要な支援を行います。

## 【見込量】

### 生活介護

年度間で増減はあるものの、月平均の利用者数、利用日数とも増加しています。本計画では毎年1人の増加を見込んでいます。また、1人当たりの利用量は、これまでの利用実績を踏まえ、1人1か月当たり21日と見込んでいます。

### 就労継続支援A型

年度間で増減はあるものの、月平均の利用者数、利用日数とも令和3年度以降は横ばいの状況です。本計画では利用者数は、横ばいを見込んでいます。また、1人当たりの利用量は、これまでの利用実績を踏まえ、1人1か月当たり21日と見込んでいます。

### 就労継続支援B型

令和3年度から、月平均の利用者数、利用日数とも増加しています。本計画では毎年3人の増加を見込んでいます。また、1人当たりの利用量は、これまでの利用実績を踏まえ、1人1か月当たり18日と見込んでいます。

### 短期入所

年度間で増減はあるものの、月平均の利用者数、利用日数とも増加しています。本計画では毎年1人の増加を見込んでいます。1人当たりの利用量は、これまでの利用実績を踏まえ、1人1か月当たり6日と見込んでいます。

サービス名	計画		第5期計画			第6期計画			第7期計画		
	年度		H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
生活介護	利用者数/月	計画	68	69	70	68	69	70	74	75	76
		実績	66	67	66	66	68	73			
	利用日数/月	計画	1,360	1,380	1,400	1,428	1,449	1,470	1,554	1,575	1,596
		実績	1,327	1,394	1,371	1,398	1,435	1,538			
自立訓練 (機能訓練)	利用者数/月	計画	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		実績	1	1	0	1	2	1			
	利用日数/月	計画	20	20	20	5	5	5	5	5	5
		実績	5	6	0	4	12	2			
自立訓練 (生活訓練)	利用者数/月	計画	3	4	4	1	1	2	1	1	1
		実績	2	1	2	1	0	0			
	利用日数/月	計画	30	40	40	16	16	32	13	13	13
		実績	24	16	26	8	0	0			
就労移行支援	利用者数/月	計画	16	17	18	3	3	3	1	1	1
		実績	2	3	2	2	0.2	0.2			
	利用日数/月	計画	130	140	150	51	51	51	15	15	15
		実績	34	45	43	69	8	2			
就労継続支援 (A型)	利用者数/月	計画	23	25	26	23	24	25	25	25	25
		実績	18	19	23	24	24	24			
	利用日数/月	計画	400	430	450	460	480	500	525	525	525
		実績	370	383	467	508	495	500			
就労継続支援 (B型)	利用者数/月	計画	96	102	107	94	95	96	106	109	112
		実績	88	88	88	98	102	103			
	利用日数/月	計画	1,920	2,040	2,140	1,692	1,710	1,728	1,908	1,962	2,016
		実績	1,602	1,563	1,557	1,764	1,820	1,905			
就労定着支援	利用者数/月	計画	1	2	3	0	1	1	0	0	0
		実績	0	0	0	0	0	0			
就労選択支援	利用者数/月	計画	—	—	—	—	—	—	—	1	3
		実績	—	—	—	—	—	—			
療養介護	利用者数/月	計画	18	18	19	16	16	16	12	11	10
		実績	18	17	16	15	13	13			
短期入所	利用者数/月	計画	17	19	21	16	18	20	17	18	19
		実績	15	15	13	15	15	18			
	利用日数/月	計画	42	47	52	96	108	120	102	108	114
		実績	79	90	71	82	78	106			

R5年度の各実績については、11月までの8か月分の実績による。

- ・「利用者数/月」とは、月平均の利用人数を指します。
- ・「利用日数/月」とは、月平均の利用人数に1人1か月当たりの平均利用日数を乗じて得たもの。

### 【見込量確保のための方策】

就労関係サービスについては、本人の特性に応じて、継続した就労ができるよう、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、就労支援事業所等と連携し、相談や支援等に努めます。

短期入所については、介護者のレスパイトに必要で、ニーズが高いサービスであるため、積極的な情報発信に努め、事業所の新規参入を促進します。

### (3) 居住系サービス

#### 【サービスの内容】

サービス名	サービス内容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していただいていた障害者で一人暮らしを希望する方について、定期的に利用者宅を訪問し、食事や掃除などに課題がないかなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うほか、利用者からの相談、要請があった際には、訪問、電話等による随時の対応を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営むのに支障のない障害者について、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ、食事の介助、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障害者に、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

#### 【見込量】

##### 共同生活援助（グループホーム）

月平均の利用者数は増加しており、今後も増加傾向で推移するものと思われます。また、町内においては事業の拡充が予定されています。さらに福祉施設から地域生活への移行も求められているため、大幅な増加を見込んでいます。

##### 施設入所支援

施設入所者については、重度化・高齢化が進んでおり、長期入院や死亡による退所がある一方、地域生活への移行者は極めて少ない状況です。本計画では次のとおり見込んでいます。（第4—1参照）

サービス名	計画		第5期計画			第6期計画			第7期計画		
	年度		H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
自立生活援助	利用者数/月	計画	1	1	1	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0	0	0	0			
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数/月	計画	38	40	42	43	47	52	49	49	49
		実績	34	35	39	39	41	43			
施設入所支援	利用者数/月	計画	46	45	44	46	45	45	50	50	50
		実績	46	46	45	45	46	50			

R5年度の各実績については、11月までの8か月分の実績による。

- ・「利用者数/月」とは、月平均の利用人数を指します。

### 【見込量確保のための方策】

グループホームは、施設入所者や長期入院者の地域移行への受け皿として、また、親亡き後の生活の場として、ニーズが高いサービスです。必要なサービス量が提供されるよう、開設希望者等への積極的な情報提供を行い、新規事業所の整備を促進します。

施設入所支援は、施設入所者の地域移行を進めつつ、真に施設入所が必要な方へのサービスが確保できるよう努めます。

## (4) 相談支援

### 【サービスの内容】

サービス名	サービス内容
計画相談支援	障害福祉サービスを申請した障害者について、サービス等利用計画の作成及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行うことにより、障害者の自立した生活を支え、障害者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行うものです。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入所等をしている障害者に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。
地域定着支援	居宅で単身生活をしている障害者等に対し、夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。

### 【見込量】

#### 計画相談支援

第6期計画期間中の月平均利用者数は増加しています。福祉サービス利用者の増加を踏まえ、本計画でも増加を見込んでいます。

サービス名	計画年度		第5期計画			第6期計画			第7期計画		
			H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
計画相談支援	利用者数/月	計画	34	37	39	52	55	58	61	65	69
		実績	37	42	48	52	56	57			
地域移行支援	利用者数/月	計画	2	2	4	0	0	1	0	0	1
		実績	0	0	0	0	0	0			
地域定着支援	利用者数/月	計画	1	2	3	0	0	1	0	0	1
		実績	0	0	0	0	0	0			

R5年度の各実績については、11月までの8か月分の実績による。

- ・「利用者数/月」とは、月平均の利用人数を指します。

### 【見込量確保のための方策】

計画相談支援については、障害福祉サービス等の利用者が増加しているため、人材の確保が課題となっています。

相談支援専門員の養成研修等の情報提供等を行い、事業所へ積極的な参加を促し、必要なサービス量が確保できるよう努めます。

## 2 障害児通所支援及び障害児相談支援の見込量と確保策

### 【サービスの内容】

サービス名	サービス内容
児童発達支援	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められる障害児を対象に、児童発達支援に加えて治療を行います。
放課後等デイサービス	学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後または休業日に支援が必要と認められる障害児に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障害児について、当該施設を訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児など重度の障害があり、児童発達支援等の障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。
障害児相談支援	障害児通所支援の利用者について、障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとの見直しを図ることにより、障害児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けたマネジメントを行うものです。

### 【見込量】

#### 児童発達支援

年度間で増減はあるものの、月平均の利用日数は減少しています。

本計画では、乳幼児健診等のスクリーニングの結果、療育の必要性が認められる児童は増加傾向にあります。未就学児の人口が減少しているため、横ばいを見込んでいます。また、1人当たりの利用量は、これまでの利用実績を踏まえ、1人1か月当たり4.5日と見込んでいます。



## 放課後等デイサービス

令和4年度に、月平均の利用者数、利用日数ともに減少しましたが、令和5年度から利用日数は増加しています。

本町と近隣市町の多くの事業所において、定員を超える利用申込みがあり、このサービスに対するニーズが高まっているため、本計画では毎年5人の増加を見込んでいます。また、1人1か月当たりの利用日数も10日と見込んでいます。

## 保育所等訪問支援

第6期計画期間中の利用実績を踏まえ、見込んでいます。

## 障害児相談支援

年度間で増減はあるものの、月平均の利用者数は増加しています。福祉サービス利用者の増加を踏まえ、本計画でも増加を見込んでいます。

サービス名	計画		第5期計画			第6期計画			第7期計画		
	年度		H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
児童発達支援	利用者数/月	計画	32	33	35	20	22	24	21	21	21
		実績	23	24	18	20	21	21			
	利用日数/月	計画	108	112	119	100	110	120	95	95	95
		実績	100	89	76	107	94	83			
医療型児童発達支援	利用者数/月	計画	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0	0	0	0			
	利用日数/月	計画	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0	0	0	0			
放課後等デイサービス	利用者数/月	計画	39	43	47	70	75	80	70	75	80
		実績	32	41	65	71	61	61			
	利用日数/月	計画	320	350	380	840	975	1,120	700	750	800
		実績	327	421	655	762	548	585			
保育所等訪問支援	利用者数/月	計画	3	4	5	0.5	0.5	0.5	0.2	0.2	0.2
		実績	0.4	0.3	0.3	0.2	0.1	0.1			
	利用日数/月	計画	10	12	15	0.5	0.5	0.5	0.2	0.2	0.2
		実績	0.3	0.1	0.3	0.3	0.1	0.1			
居宅訪問型児童発達支援	利用者数/月	計画	1	1	1	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0	0	0	0			
	利用日数/月	計画	5	5	5	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0	0	0	0			
障害児相談支援	計画	19	21	23	30	35	40	30	31	32	
	実績	13	19	26	25	26	29				

R5年度の各実績については、11月までの8か月分の実績による。

- ・「利用者数/月」とは、月平均の利用人数を指します。
- ・「利用日数/月」とは、月平均の利用人数に1人1か月当たりの平均利用日数を乗じて得たもの。

### 【見込量確保のための方策】

障害児通所支援は、利用者が増加するものの、事業所の新規参入が少なく、不足している状況であるため、開設希望者への積極的な情報提供を行い、必要なサービス量が確保できるよう努めます。

障害児相談支援は、計画相談支援と同様、障害児通所支援等の利用者が増加しているため、相談支援専門員の養成研修等の情報提供等を行い、事業所へ積極的な参加を促し、必要なサービス量が確保できるよう努めます。

### 3 保育所等における障害児の受け入れ

国の基本指針では、障害児が地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進することを基本的理念とし、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障害児の受け入れの体制整備を行うこととされています。

本計画では、現在の受入状況を踏まえ、次のとおり見込んでいます。

サービス名	計画		第5期計画			第6期計画			第7期計画		
	年度		H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
保育所	利用者数/月	計画				8	9	10	3	3	3
		実績	14	13	8	3	3	2			
	利用日数/月	計画				184	207	230	69	69	69
		実績	322	299	184	69	69	46			
認定こども園	利用者数/月	計画				0	1	2	1	1	1
		実績	0	0	0	0	1	1			
	利用日数/月	計画				0	23	46	23	23	23
		実績	0	0	0	0	23	23			
放課後児童健全育成事業	利用者数/月	計画				32	34	36	23	23	23
		実績	28	26	32	37	21	23			
	利用日数/月	計画				736	782	828	575	575	575
		実績	644	598	736	851	483	529			

- ・「利用者数/月」とは、月平均の利用人数を指します。
- ・「利用日数/月」とは、月平均の利用人数に1人1か月当たりの平均利用日数を乗じて得たもの。

## 4 地域生活支援事業の見込量と確保策

### 【サービスの内容】

サービス名	サービス内容
理解促進研修・啓発事業	障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、地域住民に対して、障害のある方に対する理解を深めるための研修・啓発・広報活動などを行います。
自発的活動支援事業	障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。
相談支援事業	障害者やその家族、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な支援を行います。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が必要と認められる知的障害者又は精神障害者のうち、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者に対し、申し立てに必要な経費及び後見人等の報酬の全部又は一部を補助します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。
意思疎通支援事業 (手話通訳者等派遣)	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を支援するため、手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行います。
意思疎通支援事業 (手話通訳者設置)	市町村の窓口到手話通訳者を配置し、聴覚障害者等のコミュニケーションを支援します。
日常生活用具給付事業	障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行います。
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター	障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行います。
福祉ホーム	住居を必要としている障害者に、低額な料金で、居室その他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。
訪問入浴サービス	一般の家庭浴槽において入浴することが困難な在宅の重度身体障害者等に対し、入浴車、看護師等を派遣し、入浴の機会の提供を行います。
日中一時支援	障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を確保するため障害者等の一時預かりを行います。
自動車運転免許取得	身体又は知的障害者が、自動車運転免許を取得する場合、取得に要した費用の一部を助成します。
自動車改造助成	身体障害者本人が運転する自動車について、改造に必要な費用の一部を助成します。

【見込量】

サービス名	計画		第5期計画			第6期計画			第7期計画		
	年度		H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
理解促進研修・啓発事業	有無	計画	無	有	有	有	有	有	有	有	有
		実績	有	有	有	有	有	有			
自発的活動支援事業	有無	計画	無	無	有	有	有	有	有	有	有
		実績	有	有	有	有	有	有			
相談支援事業	箇所	計画	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		実績	1	1	1	1	1	1			
成年後見制度利用支援事業	人/年	計画	1	2	3	1	2	3	1	2	3
		実績	1	1	1	1	1	1			
成年後見制度法人後見支援事業	有無	計画	無	無	有	無	無	無	無	無	無
		実績	無	無	無	無	無	無			
意思疎通支援事業 (手話通訳者等派遣)	件/年	計画	4	8	8	1	1	1	1	1	1
		実績	0	0	0	0	0	1			
意思疎通支援事業 (手話通訳者設置)	人/年	計画	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0	0	0	0			
日常生活用具給付事業	件/年	計画	320	340	360	660	640	620	670	670	670
		実績	716	670	732	653	612	669			
手話奉仕員養成研修事業	人/年	計画	5	8	8	1	1	2	6	1	1
		実績	0	1	中止	中止	6	6			
移動支援事業	人/年	計画	29	31	33	20	24	28	20	20	20
		実績	24	28	20	21	18	20			
	時間/年	計画				700	840	980	540	540	540
		実績	862	906	657	516	407	693			
地域活動支援センター	箇所	計画	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		実績	1	1	1	1	1	1			
	人/年	計画	20	22	23	12	12	12	15	15	15
		実績	17	13	11	15	15	15			
福祉ホーム	人/年	計画	2	2	2	1	1	1	1	1	1
		実績	2	1	1	1	1	1			
訪問入浴サービス	人/年	計画	2	2	2	1	1	1	2	2	2
		実績	1	1	1	1	1	2			
日中一時支援	人/年	計画	33	38	42	30	30	30	20	20	20
		実績	33	31	26	22	25	21			
	回/年	計画				1,800	1,800	1,800	1,300	1,300	1,300
		実績	2,065	1,737	1,371	1,323	1,545	1,663			
自動車運転免許取得助成	件/年	計画	3	2	1	1	1	1	3	3	3
		実績	0	1	1	0	0	3			
自動車改造助成	件/年	計画	3	1	1	1	1	1	1	1	1
		実績	0	0	1	0	0	0			

R5年度の各実績については、11月までの8か月分の実績を1.5倍（12か月に換算）した値とする。

- ・「人/年」とは、年間の実人員を指します。
- ・「件/年」とは、年間の利用件数を指します。
- ・「時間/年」とは、年間の総利用時間を指します。
- ・「回/年」とは、年間の総利用回数を指します。

## 【見込量確保のための方策】

### 相談支援事業

白石町と江北町が共同して、白石町健康センター内に白石町・江北町障がい者総合相談支援センターを設置し、3人の相談員等を配置し対応しています。

今後も適切な支援が出来るよう杵藤地区自立支援協議会での困難ケースの検討会や各種研修会への参加を通して相談支援専門員の資質の向上に努めます。

### 手話奉仕員養成研修事業

研修生の確保と事業の効率的な運営を図るため、平成26年度から杵藤地区の3市4町が共同して事業を実施しています。なお、杵藤地区自立支援協議会の事務局となる市町の輪番制で開催します。

### その他の地域生活支援事業

移動支援事業、日中一時支援事業等、事業を委託している事業所と連携を図りながら、近隣市町の事業所の利用など広域的な対応により必要なサービス量の確保に努めます。

## 資料

### 第7期白石町障害福祉計画・第3期白石町障害児福祉計画策定委員会委員名簿

所属	職名	氏名	備考
白石町身体障害者福祉協会	会長	マエダ コウジロウ 前田 弘次郎	会長
白石町社会福祉協議会	事務局次長	イトウ テツヤ 伊東 哲也	副会長
社会福祉法人 佐賀西部コロニー 白石作業所	所長	オカ コウジ 岡 耕治	
社会福祉法人 蓮花の会	理事長	ミソカミ トモキ 溝上 友喜	
社会福祉法人 たちばな会 障害者就業・生活支援センター	センター長	ババ カツヒサ 馬場 克久	
白石町教育委員会	学校教育課 主任指導主事	ウメキ ジュンイチ 梅木 純一	
白石町立あかり保育園	主任保育士	マツモト ヒロコ 松本 洋子	
白石保養院	精神保健福祉士	ハラ かおり 原 かおり	
杵藤保健福祉事務所 福祉支援課	課長	ホンダ マサユキ 本田 正幸	
民生児童委員協議会	主任児童委員	シライシ アキコ 白石 昭子	
白石町手をつなぐ育成会	会長	ツツミ ヒデユキ 塘 秀幸	





---

第7期 白石町障害福祉計画

第3期 白石町障害児福祉計画

---

発行年月 令和6年3月

発行 佐賀県 白石町

編集 長寿社会課 障がい福祉係

住所 〒849-1192

佐賀県杵島郡白石町大字福田1247番地1

電話 0952-84-7117 F A X 0952-84-6611

---

---



しろいしみのりちゃん